

高松市重度障害者日常生活用具給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に規定する地域生活支援事業として実施する日常生活用具給付事業（地域生活支援事業の実施について（平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙1地域生活支援事業実施要綱に規定する日常生活用具給付等事業のうち、別に定める点字図書給付事業及び住宅改修費給付事業を除くものをいう。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(用具の給付範囲及び対象者)

第2条 給付の対象となる日常生活用具（以下「用具」という。）は、別表第1の種目の欄に掲げる用具であって、それぞれ同表の性能の欄に掲げる機能を有するものとする。

2 用具の支給対象者は、市内に住所を有する在宅の障害者等であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。ただし、ストマ用装具（蓄便袋、洗腸用具）、ストマ用装具（蓄尿袋）及び紙おむつの支給対象者及び医師等の意見書により用具の支給が適当と認められる場合については、在宅であることを要しない。

(1) 別表第1の種目の欄に掲げる用具の種類ごとにそれぞれ同表の対象年齢の欄、対象となる障害の欄、対象等級の欄及び備考の欄に掲げる要件を満たす者であること。

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事業又は他の市町村において実施する重度の障害者等に対する日常生活用具の給付及び貸与の事業の対象とならない者であること。

(3) 障害者等又はその属する世帯の他の世帯員（障害者である場合にあつては、その配偶者）の所得が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第43条の2第2項に定める基準未満であること。

3 次に掲げる規定により用具の給付を受けている者が、当該用具と同一の種目の用具の再給付を受けようとする場合においては、前項の規定にかかわらず、当該用具の給付を受けた日から起算して別表第1の種目の欄に掲げる用具の種類ごとにそれぞれ同表の耐用年数の欄に定める期間を経過した後でなければ、支給しない。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。

(1) 法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第20条第1項

(2) 法附則第26条の規定による改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6第1項

(3) 廃止前の重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成12年3月31日障第267号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）第3

(4) 廃止前の重度障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成12年3月31日障第268号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）第3

(5) 廃止前の香川県障害者情報バリアフリー化支援事業助成金交付要綱（平成13年香川県制定）第4条

(6) 廃止前の高松市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱（平成9年4月1日施行）第2条第2項

（給付の申請）

第3条 用具の給付を受けようとする障害者又は障害児の保護者（以下「申請者」という。）は、高松市重度障害者日常生活用具給付申請書（様式第1号）に別表第1の種目の欄に掲げる用具の種類ごとにそれぞれ同表の添付書類の欄に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 人工内耳用電池、ストマ用装具（蓄便袋、洗腸用具）、ストマ用装具（蓄尿袋）及び紙おむつの給付に係る申請については、市長が必要と認める場合は、6月を限度として、2月以上の月数分を一括して申請することができる。

（給付の決定等）

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、速やかに給付の適否を決定し、高松市重度障害者日常生活用具給付決定通知書（様式第2号）又は高松市重度障害者日常生活用具給付却下決定通知書

(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、用具の給付を決定したときは、申請者に高松市重度障害者日常生活用具給付券(様式第4号。以下「給付券」という。)を併せて交付するものとする。

3 給付券は、原則として1種目につき1枚交付するものとする。この場合において、ストマ用装具(蓄便袋、洗腸用具)、ストマ用装具(蓄尿袋)及び紙おむつの給付に係るものについては、別表第1の種目の欄に掲げる種類ごとにそれぞれ同表の限度額に定める額の範囲内で市長が必要と認める額に2を乗じて得た額を2か月分として1枚の給付券を交付することができる。

(事業の委託)

第5条 市長は、用具の引渡しについては、用具の製作又は販売を業とする者であつて、市長の登録を受けたものに委託して行うものとする。

2 市長は、前条の規定により給付を決定したときは、前項の委託を受けた者(以下「受託業者」という。)に対し、高松市重度障害者日常生活用具引渡し委託通知書(様式第5号)により、当該引渡しに関し必要な事項を通知するものとする。

(利用者負担額等)

第6条 第4条第1項の規定により用具の給付決定を受けた者又はその扶養義務者(以下「受給者」という。)は、用具の引渡しを受けようとするときは、給付券を提示し、かつ、次に掲げる額の合計額(以下「利用者負担額」という。)を受託業者に直接支払わなければならない。

(1) 用具の購入に係る実費(消費税法(昭和63年法律第108号)別表第1第10号に規定する身体障害者用物品に該当しない場合にあつては、消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の額又は別表第1の種目の欄に掲げる用具の種類ごとにそれぞれ同表の限度額の欄に掲げる額のいずれか少ない額に100分の10を乗じて得た額(以下「費用負担額」という。)。ただし、費用負担額が、別表第2に定める月額負担上限額から受給者がこの号、高松市点字図書給付事業実施要綱(平成18年10月1日施行)第7条及び高松市住宅改修費給付事業実施要綱(平成18年10月1日施行)第4条の規定により一の月において既に支払っ

た額の合計額を減じて得た額を超えることとなる場合は、費用負担額からその超えることとなる額を減じて得た額とする。

- (2) 用具の購入に要する実費の額が別表第1の種目の欄に掲げる用具の種類ごとにそれぞれ同表の限度額の欄に掲げる額を超えるときは、その超える額

(費用の請求)

第7条 受託業者は、当該用具の売払いに係る実費の額から前条の規定による利用者負担額を控除した額を市長に請求するものとする。

(再給付の申請)

第8条 受給者は、給付を受けた用具が別表第1の種目の欄に掲げる用具の種類ごとにそれぞれ同表の耐用年数の欄に定める期間を経過した後において、当該用具が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、再給付の申請をすることができる。

(1) 修理不能となった場合

(2) 修理又は部品の交換を行うよりも真に合理的かつ効果的であると認められる場合

(3) 操作機能の改善を伴う等用具の使用効果が向上する場合

- 2 用具の再給付を受けようとする申請者に対する第3条の規定の適用については、同条中「掲げる書類」とあるのは、「掲げる書類及び第8条第1項に規定する条件を満たすことを証する書類」とする。

(目的外使用等の禁止等)

第9条 用具の給付を受けた者は、当該用具をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 市長は、用具の給付を受けた者が前項の規定に違反したときは、その者に対し、当該用具について市長が負担した額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(給付券及び用具の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により給付券の交付を受け、又は用具の給付を受けた者に対し、既に交付した給付券又は用具の返還を命ずることができる。

(受託業者の要件)

第11条 第5条第1項の登録を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 日常生活用具給付事業の内容を熟知しており、申請者からの相談等に対応できること。
- (2) 市長が給付の決定をした後に、受給者から用具の交付の請求があれば速やかに対応できること。
- (3) 受給者に用具を交付した後に、市長に対して公費負担額を請求することに堪えることができること。

(受託業者の登録申請等)

第12条 第5条第1項の登録を受けようとする者は、あらかじめ、高松市重度障害者日常生活用具給付事業受託業者登録申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、高松市重度障害者日常生活用具給付事業受託業者登録決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。
- 3 登録を受けた受託業者は、登録を受けた事項に変更があったときは、変更の日から10日以内に高松市重度障害者日常生活用具給付事業受託業者登録事項変更届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。
- 4 登録を辞退しようとする受託業者は、登録を辞退しようとする日の3か月前までに高松市重度障害者日常生活用具給付事業受託業者登録辞退届(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 当分の間、ストマ用装具（蓄便袋、洗腸用具）、ストマ用装具（蓄尿袋）及び紙おむつに係る費用の負担額（障害者等が世帯主又は生計中心者である場合に限る。）に係る第6条第1号の規定の適用については、同号中「100分の10」とあるのは、「100分の5」とする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（高松市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱の廃止）

2 高松市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱（平成9年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

2 この要綱による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の修正をし

て使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条－第4条、第6条、第8条関係）

〔介護・訓練支援用具〕								
種目	対象年齢	対象となる障害	対象等級	性能	限度額	添付書類	備考	耐用年数
特殊寝台	18歳以上	下肢又は体幹	2級以上	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を自力で調整できる機能を有するもの	円 154,000	医師の意見書		8年
		難病患者かつ寝たきりの状態にある者						
特殊マット	3歳以上	下肢又は体幹	1級（18歳未満は2級以上）	じょくそうの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	19,600			5
		知的	△、A					
		難病患者かつ寝たきりの状態にある者						
特殊尿器	学齢児以上	下肢又は体幹	1級	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用できるもの	67,000	医師の意見書	常時介護を要するに 限る。	5
		難病患者かつ自力で排尿できない者						
入浴担架	3歳以上	下肢又は体幹	2級以上	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400		入浴に ついで、 他の 介護者 を要 するに 限る。	5
体位変換器	学齢児以上	下肢又は体幹	2級以上	介助者が重度の障害者等の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	15,000	医師の意見書	下着等 に ついで、 家族 の 介 助 を 要 する に 限る。	5
		難病患者かつ寝たきりの状態にある者						

移動用 リフト	3歳以上	下肢又は体幹	2級以上	介護者が重度の障害者等を移動させるに当たって、容易に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000	医師の 意見書		4
		難病患者かつ下肢又は体幹機能に障害のある者						
訓練い す	3歳以上 18歳未満	下肢又は体幹	2級以上	原則として附属用のテーブルを備えたもの	33,100			5
訓練用 ベッド	学齢児 以上 18歳 未満	下肢又は体幹	2級以上	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	医師の 意見書		8
	学齢児 以上	難病患者かつ下肢又は体幹機能に障害のある者						

〔自立生活支援用具〕								
種目	対象年齢	対象となる障害	対象等級	性能	限度額	添付書類	備考	耐用年数
入浴補助 用具	3歳以上	下肢又は体幹	—	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又はその介護者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり、住宅改修を伴うものを除く。	円 90,000	取付け工事の必要な用具で、借家である場合は、用具の設置についての家主の承諾書	入浴に介助を必要とする者	年 8
		難病患者かつ入浴に介助を要する者						
便器	学齢児 以上	下肢又は 体幹	2級以上	重度の障害者等が容易に使用できるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	便器： 4,450 手すり： 5,400			8

		難病患者かつ常時介護を要する者		障害者については、手すりを取り付けることができるもの 障害児については、手すり付きのもの		医師の意見書		
頭部保護帽	3歳以上	下肢又は体幹	—	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	12,160			3
		知的	㊤、A					
T字状・棒状のつえ	学齢児以上	下肢又は体幹	—	木材又は軽金属製で、十分な強度を備えており、障害者等が容易に使用できるもの	木材製： 2,200 軽金属製： 3,000			3
移動・移乗支援用具	3歳以上	平衡機能又は下肢若しくは体幹	—	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり、住宅改修を伴うものを除く。 (1)障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2)転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作補助、段差解消等の用具	60,000	取付け工事の必要な用具で、借家である場合は、用具の設置についての家主の承諾書		8
		難病患者かつ下肢が不自由な者				医師の意見書及び取付け工事の必要な用具で、借家である場合は、用具の設置についての家主の承諾書		
		下肢又は体幹機能障害であって車いすを利用している者	1～4級					
特殊便器	学齢児以上	上肢	2級以上	足踏みペダル等にて温水や温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	取付け工事の必要な用具で、借家である場合は、用具の設置についての家主の承諾書		8
		知的	㊤、A					

		難病患者かつ上肢機能に障害のある者				医師の意見書及び取付け工事の必要な用具である場合は、用具の設置についての家主の承諾書	
電動ペーパーホルダー	3歳以上	上肢又は体幹2級以上又は下肢1級若しくは同程度		重度の障害者等が容易に使用できるもの	48,000	上肢又は体幹2級以上又は下肢1級以外の障害の場合は、同程度であることを証明する医師の意見書	8
火災警報器			2級以上	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	15,500	取付け工事の必要な用具で、借家である場合は、用具の設置についての家主の承諾書	火災発生時の感知及び避難が著しく困難な重度の障害者等の単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。
		知的	㊦、A				
自動消火器			2級以上	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	28,700	取付け工事の必要な用具で、借家である場合は、用具の設置についての家主の承諾書	火災発生時の感知及び避難が著しく困難な重度の障害者等の単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。
		知的	㊦、A				
		難病患者					
電磁調理器	18歳以上	視覚	2級以上	重度の視覚障害者等が容易に使用できるもの	41,000		視覚障害者の単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。
		知的	㊦、A				
歩行時間延長信号機用小型送信機	学齢児以上	視覚	2級以上	重度の視覚障害者等が容易に使用できるもの	7,000		10

聴覚障害者用屋内信号装置	18歳以上	聴覚	2級以上	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400			10
〔在宅療養費支援用具〕								
種目	対象年齢	対象となる障害	対象等級	性能	限度額	添付書類	備考	耐用年数
透析液加温器	3歳以上	じん臓	3級以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの	円 51,500			年 5
ネブライザー（吸入器）		呼吸器機能障害3級以上 又は同程度		重度の障害者等が容易に使用できるもの	36,000	呼吸器機能障害以外の障害の場合 は同程度であることを証明する医師の意見書、学齢児未満の場合 は用具の使用についての医師の意見書		5
		難病患者かつ呼吸器機能に障害のある者				医師の意見書		
電気式たん吸引器		呼吸器機能障害3級以上 又は同程度		重度の障害者等が容易に使用できるもの	56,400	呼吸器機能障害以外の障害の場合 は同程度であることを証明する医師の意見書、学齢児未満の場合 は用具の使用についての医師の意見書		5
		難病患者かつ呼吸器機能に障害のある者				医師の意見書		
酸素ボンベ運搬車	18歳以上	医療保険における在宅酸素療法を行う者		障害者等が容易に使用できるもの	17,000			10
盲人用体温計（音声式）	学齢児以上	視覚障害	2級以上	重度の視覚障害者等が容易に使用できるもの	9,000		視覚障害者等の単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。	5

盲人用体重計	18歳以上	視覚障害	2級以上	重度の視覚障害者等が容易に使用できるもの	18,000		視覚障害者の単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。	5
盲人用血圧計	18歳以上	視覚障害	2級以上	重度の視覚障害者等が容易に使用できるもの	15,000		視覚障害者の単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。	5
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)		難病患者で人工呼吸器の装着が必要な者		呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	157,500	医師の意見書		5
〔情報・意思疎通支援用具〕								
種目	対象年齢	対象となる障害	対象等級	性能	限度額	添付書類	備考	耐用年数
携帯用会話補助装置	学齢児以上	音声機能若しくは言語機能障害又は肢体不自由者等であって、発声・発語に著しい障害を有するもの	—	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用できるもの	98,800	円		5
情報・通信支援用具	学齢児以上	視覚又は上肢	2級以上	情報機器を操作するに当たり、障害特性により必要となる周辺機器及びソフトウェア	100,000		周辺機器を使用しなければ情報機器の操作が困難である者に限る。	6
点字ディスプレイ	18歳以上	視覚聴覚	視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500			6
点字器	学齢児以上	視覚	—	標準型： 32マス 18行両面書 で真ちゅう板 製のもの又は 32マス 18行両面書 でプラスチック 製のもの (いずれも 点筆を含	標準型 (真ちゅう板 製)： 10,400 標準型 (プラスチック 製)： 6,600 携帯用 (アルミニウム 製)：		標準型： 7 携帯型： 5	

				む。) 携帯用：32マス4行片面書アルミニウム製のもの又は32マス12行片面書でプラスチック製のもの(いずれも点筆を含む。)	7,200 携帯用 (プラスチック製)： 1,650				
点字タイプライター	学齢児以上	視覚	2級以上	重度の視覚障害者等が容易に使用できるもの	63,100			本人が就労若しくは就学し、又は就労が見込まれている者に限る。	5
視覚障害者用ポータブルレコーダー	学齢児以上	視覚	2級以上	次に掲げる性能を有し、かつ重度の視覚障害者等が容易に操作できるもの 録音再生機：DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能なもの 再生専用機：DAISY方式により記録された図書の再生が可能なもの	録音再生機： 85,000 再生専用機： 35,000 (従来の盲人用テープレコーダー： 23,000)				6
視覚障害者用活字文書読上げ装置	学齢児以上	視覚	2級以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、重度の視覚障害者等が容易に使用できるもの	99,800				6
視覚障害者用拡大読書器	学齢児以上	視覚	—	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	198,000				8

盲人用時計	18歳以上	視覚	2級以上	重度の視覚障害者が容易に使用できるもの	触読式： 10,300 音声式： 13,300		音声式は、原則として手指の触覚に障害がある等のため触読式の使用が困難な者に限る。	10
視覚障害者用情報受信装置	学齢児以上	視覚	2級以上	AM/FMラジオ、地上デジタル放送及び緊急警報放送を受信する機能を有し、かつ視覚障害者が容易に使用できるもの	29,000			6
視覚障害者用音声色彩識別装置		視覚	2級以上	色に関する情報を音声信号等に変換して出力する機能を有するもので、重度の視覚障害者が容易に使用できるもの	47,000			6
聴覚障害者用通信装置	学齢児以上	聴覚又は発声、発語に著しい障害を有する者	—	一般の電話機に接続できるもので、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、障害者等が容易に使用できるもの	71,000			5
聴覚障害者用情報受信装置	学齢児以上	聴覚	—	字幕及び手話通訳付の聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者等向けの緊急信号を受信するもので、聴覚障害者等が容易に使用できるもの	88,900			6
人工内耳用外部装置	1歳以上	聴覚	—	スピーチプロセッサ等の外部装置で、聴覚障害者が容易に使用できるもの	200,000 (片耳あたり)	人工内耳の装用を証明する書類及び両耳の装用の場合	人工内耳を装用している者であって、購入する人工内耳用外部装置が医療保険の適用を受	5

						は、医師の見書	けないものに限る。ただし、本人の故意過失による破損、代替品の購入を理由とする場合を除く。	
人工内耳用電池	1歳以上	聴覚	—	人工内耳用外部装置を作動させるための電池	2,000 (片耳あたりの月額)	初回の人工内耳の装用証明書及び両耳用合初見書の	人工内耳を装用している者に限る。	—
人工喉頭	学齢児以上	音声、言語機能	3級	笛式：呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通して音源を口腔内に導き音化するもの 電動式：顎下部等に当てた電動板を振動させ、経皮的に音源を口腔内に導き音化するもの	笛式： 5,000 電動式： 70,100 (電池、充電器を含む。)		喉頭摘出をしている者に限る。	笛式： 4 電動式： 5

〔排泄管理支援用具〕								
種目	対象年齢	対象となる障害	対象等級	性能	限度額	添付書類	備考	耐用年数
ストマ用装具（蓄便袋、洗腸用具）	3歳以上	直腸	—	低刺激性の粘着材を使用した密封型又は下部開放型の収納袋（ラテックス製又はプラスチックフィルム製）及びその附属品（皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるもの）並びに洗腸用具	8,600 (1か所当たりの皮膚保護剤、袋を密着させるもの及び洗腸用具を含む月額とする。)		ストマを造設している者に限る。	—

ストマ用 装具（蓄 尿袋）	3歳以 上	膀胱	—	低刺激性の 粘着材を使 用した密封 型又は下部 開放型の収 納袋（ラテ ックス製又 はプラスチ ックフィル ム製）及び その附属品 （皮膚保護 剤及び袋を 身体に密着 させるもの に限る。）	11,300 （1か所当た りの皮膚保護 剤及び袋を密 着させるもの を含む月額）		ストマを 造設して いる者に 限る。	—
紙おむつ	3歳以 上	身体障害者手帳1級 又は膀胱、直腸機能 障害3級以下又は脳 原性運動機能障害 2級以下を持ち、排 便排尿の意思表示や トイレでの定期排尿 が困難である者			12,000	初回のみ、 対象である ことを証明 する医師の 意見書	ストマ用装 具を使用す ることが困 難である者 に限る。	—
収尿器 （男性 用）	3歳以 上	脊椎損 傷等で 排尿調 節が十 分でない者	—	採尿器と蓄 尿袋で構成 し、尿の逆 流防止装置 を備えたも の（ラテッ クス製又は ゴム製）	普通型： 7,700 簡易型： 5,700			1
収尿器 （女性 用）	3歳以 上	脊椎損 傷等で 排尿調 節が十 分でない者	—	普通型：耐 久性ゴム製 採尿袋を有 するもの 簡易型：ポ リエチレン 製の採尿袋 導尿ゴム管 付きのもの	普通型： 8,500 簡易型： 5,900 （20枚を 1組とす る。）			1

備考 「学齢児」とは、年齢が学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童をいう。

別表第 2 (第 6 条関係)

世帯の階層区分	月額負担上限額
生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による <u>被保護世帯</u>	0 円
市町村民税非課税世帯	0 円
支給決定者である障害者が 18 歳未満で、世帯全員の <u>市町村民税の所得割の金額が 28 万円未満の世帯</u>	4,600 円
支給決定者である障害者が 18 歳以上で、世帯全員の <u>市町村民税の所得割の金額が 16 万円未満の世帯</u>	9,300 円
上記以外の世帯	37,200 円

備考

- 1 4 月から 6 月にあつては、前年度の市町村民税課税状況とする。
- 2 この表において、「市町村民税」とは、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいう。
- 3 「市町村民税非課税世帯」とは、同一世帯員と認められた全ての世帯員が当該年度において市町村民税が課税されていない者である世帯をいう。
- 4 世帯の階層区分を判断する場合における世帯員の範囲については、障害者等及び申請に係る障害者等の属する世帯の他の世帯員(障害者である場合にあつては、その配偶者に限る。)とする。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

申請者 住所

氏名

印

(対象者との続柄)

電話番号

高松市重度障害者日常生活用具給付申請書

日常生活用具の給付について、次のとおり申請します。
 なお、給付申請に対する決定のため、公簿等により私及び世帯員の課税状況について確認されることに同意します。
 また、生活保護の受給の有無について確認されることに同意します。

対象者	氏名			生年月日	年 月 日生(歳)		
	住所				個人番号		
	<input type="checkbox"/> 障害者	障害者手帳番号	第 号 (年 月 日交付)				
	<input type="checkbox"/> 難病	障害名			障害等級	級	
世帯の状況	<input type="checkbox"/> 難病	疾患名			症状		
	氏名	対象者との続柄	生年月日	個人番号	年度市町村民税		備考
		本人			均等割	所得割	
					有・無	円	
					有・無	円	
					有・無	円	
				有・無	円		
現在の住居の状況	1 自宅 2 借家 (貸主の承諾 有・無)			生活保護の受給の有無		有・無	
現在の介護の状況	入浴	1 他人の介助が必要 2 自分でできる		排便	1 他人の介助が必要 2 自分でできる		
給付を希望する理由							
給付を受けたい用具の名称							
備考							

様式第2号（第4条関係）

高 第 号

年 月 日

様

高松市長

高松市重度障害者日常生活用具給付決定通知書

先に申請のありました日常生活用具については、次のとおり決定しましたので、通知します。

給付番号	第 号	給付決定 年 月 日	年 月 日
受給者氏名		生年月日	
給付する用具名			
業者名			
業者の住所		電話番号	
価 格	円		
利用者負担額	円		
差額による 自己負担額	円		
公費負担額	円		
注 意 事 項	1 日常生活用具は、受給者又はその扶養者がその能力に応じて費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、速やかに支払ってください。 2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。 3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部の返還を求めます。		

様式第3号（第4条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市重度障害者日常生活用具給付却下決定通知書

先に申請のありました日常生活用具の給付については、次の理由により却下
します。

理由

様式第4号（第4条関係）

高松市重度障害者日常生活用具給付券

給付番号	第 号	給付券発行年月日	
受給者氏名			
生年 及 び	月 年	日 齢	(歳)
居住地			
扶養する者の氏名		受給者との 続 柄	
給付する用具名			
価 格	利用者負担額		公費負担額
	費用負担額	限度額との差額	
円	円	円	円
納入業者名			
納入業者の住所 及び電話番号	(TEL - -)		
この券の有効期限	受給者から業者 への提示期限	年 月 日	業者からの公 費支払請求期 限
上記のとおり決定する。 年 月 日 高松市長			
受領した日	年 月 日	受領者 氏名・ 印	Ⓜ
その他 特記事項			

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名称
代表者の職・氏名 ⑩

高松市重度障害者日常生活用具事業受託業者登録申請書

日常生活用具給付事業受託業者の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

登録を申請する業者	フリガナ 名 称	
	所在地	〒
	代表者	
	連絡先	(電話) (ファクシミリ)
登録を申請する日常生活用具		

注

「登録を申請する日常生活用具」の欄には、高松市重度障害者日常生活用具給付事業要綱別表第1種目の欄に掲げる用具名を記入してください。

様式第7号（第12条関係）

高 第 号

年 月 日

様

高松市長

高松市重度障害者日常生活用具給付事業受託業者登録決定通知書

日常生活用具給付事業受託業者の登録については、次のとおり決定したので通知します。

受託業者番号	
受託業者名称	
受託業者の 所在地	
代表者の 職・氏名	

登録年月日	
登録する 日常生活用具	

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名称
代表者の職・氏名 ⑩

高松市重度障害者日常生活用具給付事業受託業者登録事項変更届

次のとおり、登録を受けた事項を変更したので届けます。

登録内容を変更した受託業者	受託業者番号	
	名称	
	所在地	
	登録内容	
変更があった事項		変更の内容
1	受託業者の名称	
2	受託業者の所在地	
3	代表者の職・氏名	

注

- 1 該当項目番号に○を付してください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。
- 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

年 月 日

（宛先） 高松市長

申請者 所在地
名称
代表者の職・氏名 ⑩

高松市重度障害者日常生活用具給付事業受託業者登録辞退届

次のとおり、登録を辞退したいので届けます。

登録を辞退する受託業者	受託業者番号	
	名称	
	所在地	
	登録内容	
登録を受けた年月日	年 月 日	
登録を辞退する年月日	年 月 日	
登録を辞退する理由		
既に支援を受けていた者に対する対応		

注 登録を辞退する日の3か月前までに届け出てください。